

一般社団法人ソーシャル・ヘルスケア協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ソーシャル・ヘルスケア協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都西東京市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、人間が社会的な存在として、自然や社会環境、他者との調和した関係のなかで、健康的に生きるための個人・集団の能力を最大限に引き出し、また活かすことができ、ひとりひとりが自分をケアしながら、いのちを育んでいけるようにすることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) ソーシャル・ヘルスケアに関する情報収集、知識や技術の普及啓発、啓蒙活動、情報発信

(2) ソーシャル・ヘルスケアの提供：健康や生活等に関する相談・保健指導

(3) ソーシャル・ヘルスケアの推進に必要な知識や技術の習得のための教育(講座の開催)、個人・国内外の関連機関・団体・企業・自治体等へのコンサルティングや人材育成などの実施

(4) ソーシャル・ヘルスケアを推進するイベントやツアーの開催、地域の資源開発

(5) ソーシャル・ヘルスケアの講座受講修了者の認定・認証・検定・資格付与

(6) ソーシャル・ヘルスケアに関連する調査・研究、ならびに、知識や技術を提供する媒体の提供サービス、調査・研究に係る刊行物の発行等

(7) 国内外の関係機関・団体・企業・自治体等との交流、連携、共同事業の実施

(8) (1)～(7)に関わる教材、商品等の企画開発、製造、制作、管理、卸、販売

(9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法) 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本法人の会員は次のとおりとする。

(1) 無料会員

(2) 有料会員

(3) 賛助会員

(無料会員)

第6条 無料会員は、本法人の目的に賛同する個人とする。

2 無料会員は、定期的に配信される情報を受け取ることができるほか、セミナー、講座等への参加権を得ることができる。

(有料会員)

第7条 有料会員は、本法人の目的に賛同する個人とする。

2 有料会員は、有料のサイトを閲覧することができる。

3 有料会員は、有料会員限定のセミナー、講座等への参加権を得ることができる。

(賛助会員)

第8条 賛助会員は、本法人の目的に賛同する個人または団体であって、社員総会で承認した者とする。

2 賛助会員は、有料のサイトを閲覧することができる。

3 賛助会員は、賛助会員限定のセミナー、講座等への参加権を得ることができる。

4 賛助会員は、本法人の活動の運営に協力者として参加することができる。

(入会)

第9条 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

(会費)

第10条 有料会員および賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納めなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(退会)

第11条 退会を希望する会員は、代表理事へ退会届を提出する必要がある。

(除名)

第12条 会員が本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為があった場合には、社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

2 代表理事は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格喪失)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 第11条の規定により退会したとき。

(2) 会費の未納期間が細則に定める期日を超えたとき。

(3) 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき、又は当法人が解散したとき。

(4) 第12条の規定により除名されたとき。

第4章 社員

(入社)

第14条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第 15 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第 16 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 17 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員資格喪失)

第 18 条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 1 年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総社員の同意があったとき。

第 5 章 社員総会

(開催)

第 19 条 定時社員総会は、毎年 12 月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 20 条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第 21 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 22 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 23 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故がある場合には、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 24 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第 6 章 役員

(役員)

第 25 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 2 名以上 5 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第 26 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第 28 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 8 章 計算

(事業年度)

第 30 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第 9 章 附則

(最初の事業年度)

第 32 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 5 年 3 月末日までとする。

(設立時役員)

第 33 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 川崎千恵 安武綾

設立時代表理事 川崎千恵

(設立時社員)

第 34 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

氏名

住所

川崎千恵 非公開

安武綾 非公開

(法令の準拠)

第 35 条 この定款に定めない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ソーシャル・ヘルスケア協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 5 年 2 月 15 日

設立時社員 川崎 千恵

設立時社員 安武 綾